

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	27	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長（①農林漁業者関係）	
要望内容（概要） 〔関係条文〕	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき特定経営力向上設備を取得した場合、即時償却又は取得価額の7%（特定中小企業者等にとっては10%）の税額控除の選択適用が認められる。</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</p> <p>〔関係条文〕 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5</p>	
減収見込額	<p>[初年度] - (▲22,600) [平年度] - (▲22,600)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小規模の農林漁業者がほぼ全体である農林漁業では、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農林漁業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。 このため、中小企業等経営強化法に基づき、特定経営力向上設備と位置づけられる高性能な農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を促進し、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することが目的。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置は、平成29年3月31日で終了した生産性向上設備投資促進税制の枠組みを継承したものであり、経営力の向上につながる高性能な農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者を広く支援するものである。中小規模の農林漁業者にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き促進していくべき重要な課題であり、本特例措置は、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者の経営安定及び農林水産物の安定供給のためには必要不可欠。 農林漁業は中小規模の事業者がほぼ全体であり、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがち。 このため、中小規模の農林漁業者が、機械等の導入を円滑に進め、経営力の向上につながる生産性の向上を図るには、投資インセンティブとして、経営力向上計画に基づく農林漁業機械の取得の際に初期投資の負担軽減を図る本特例措置が必要不可欠。 また、新型コロナウイルス感染症による事態の収束後の経済の活性化や東日本大震災からの復興が国家的な課題である状況で、農林漁業者による前向きな取組を支援するためにも必要不可欠。 さらに、令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）」においても、「地域の躍動につながる産業・社会の活性化」として、農林水産業の持続的な成長経路の実現に向けた指針が位置づけられたところである。</p>	
ページ	27-1	

<p>要望理由</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）」（令和2年7月17日閣議決定） 第3章 「新たな日常」の実現 2. 「新たな日常」が実現される地方創生 （2）地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ② 農林水産業の活性化 スマート農林水産業の技術開発や現場実装、これらを活用した農業支援サービスの育成、フードテック等新技术を活用した取組等を多角的に支援する新たな枠組みの構築等の国内での技術基盤の確保について、検討を進める。食料安全保障や農林水産業の役割への国民理解を醸成する。 農林水産業の生産基盤を強化していくため、引き続き「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業にしつつ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。土地改良事業や鳥獣対策の推進、森林資源・水産資源の適切な管理と漁業者の更なる経営安定、建築物等への木材の利用拡大を図る。</p>				
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>				
<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="169 696 400 1205"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="400 696 1556 1205"> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉓ 漁業経営の安定</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1205 400 1666"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="400 1205 1556 1666"> <p>（農業） 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 （林業） 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。 （漁業） 令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉓ 漁業経営の安定</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>（農業） 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 （林業） 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。 （漁業） 令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持すること。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 2－⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉓ 漁業経営の安定</p>				
<p>政策の達成目標</p>	<p>（農業） 本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和2年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：87,015円（令和元年度実績値・推計値）を基準値とし、これを維持すること。 （林業） 過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値：436千円（平成30年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。 （漁業） 令和2年度の1件当たりの高性能漁業機械取得額（令和元年度実績値の平均17,683千円）を基準値とし、これを維持すること。</p>				

<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</p>								
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ</p>								
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(農業) 前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値:52,259円(平成29年度推計値)を基準値とし、これを維持すること」であるが、前回目標時に使用した「全事業所得者における青色申告実施者数」では、実際の青色申告を行っている農業者との乖離がみられたことから、「販売農家のうち青色申告を行っている農業者の割合」を基に推計を行い、基準値を見直した。なお、仮に前回と同様の推計を行った場合の令和元年度実績は、60,377円であり、一定の成果を上げている。</p> <p>(林業) 本特例措置は平成29年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであるが、中小企業投資促進税制とは対象が異なることから、中小企業投資促進税制と同じ数値目標は設定せず、生産性向上要件証明書1件当たりの取得金額を目標として設定したものである。一昨年1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たりの高性能林業機械取得額の値は436千円(平成30年度実績推計値)であり、一定の成果を上げている。 (昨年のデータは集計中のため、一昨年のもを使用)</p> <p>(漁業) 本特例措置は平成29年度税制改正時に中小企業投資促進税制の拡充として要望したものであるが、中小企業投資促進税制とは対象が異なることから、中小企業投資促進税制と同じ数値目標は設定せず、生産性向上要件証明書1件当たりの取得金額を目標として設定したものである。 参考までに令和元年度の減収見込み額を算出すると13百万円の減収額となり、本特例措置は漁業機械を導入する漁業者に対して一定の効果がある。生産性の向上に資する漁業機械等の導入を促進するため、引き続き、本特例措置を実施する必要がある。</p>								
<p>要望の措置の適用見込み</p>	<table border="1" data-bbox="411 1312 1337 1480"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和二年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>28,851</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>2,616</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>94</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用見込みについては、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>	区分	令和二年度 (見込)	対象数(台)	28,851	適用件数(件)	2,616	減税見込額(百万円)	94
区分	令和二年度 (見込)								
対象数(台)	28,851								
適用件数(件)	2,616								
減税見込額(百万円)	94								
<p>有効性 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画認定を受けるためには、国の指針に基づいた経営力の向上を図るための設備投資を通じた取組を行うことが必要。 本特例措置により、農林漁業者の資金繰りにメリット(資金繰りやキャッシュフローの改善)を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者の設備投資を支援するが、対象設備に一定金額以上のものに範囲を限定するとともに、生産性の向上に係る要件を併せて付すること等により、生産性向上やコスト低減に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度運用設計がなされている。</p>								

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>設備投資関連の税制として、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」及び「中小企業投資促進税制」がある。</p> <p>「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」は、消費税の引き上げを踏まえ、農林水産業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>「中小企業投資促進税制」については農林漁業者の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資について、対象としている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(関連する措置)</p> <p>(農業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ <p style="text-align: right;">20,020百万円の内数</p> <p>(林業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業・木材産業成長産業化促進対策のうち高性能林業機械等の導入 <p style="text-align: right;">8,604百万円の内数</p> <p>(漁業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生・成長促進交付金 <p style="text-align: right;">約20億円の内数</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者に限られる上記予算措置では不十分であり、高性能な農林漁業機械への投資を計画的に自ら行おうとするやる気と能力のある農林漁業者を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置については、農林漁業者が経営力の向上のための設備投資を図り、生産性の向上を実現できるようにしていくために、今後も経営力向上計画を主務大臣が認定した場合に限り、適用することとしている。</p> <p>農林漁業者による高性能な農林漁業機械等に対する投資（機械化投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当。</p> <p>また、特に農業においては、水稻、麦類、園芸等の多数の品目があり、農業者の資金状況や作物の品目毎の需給の状況に機械化等投資が左右されるため、対象者、対象設備等が限定される補助金や財投融資とは異なり、適用条件が一般的な設備の取得であり、対象者を特定しない税制措置による支援が妥当。</p>
		ページ
		27-4

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】</p> <p>平成29年度 4,043件 平成30年度 3,645件 令和元年度 2,616件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成29年度 226百万円 平成30年度 222百万円 令和元年度 94百万円</p> <p>※適用実績については、本特例措置の要件である団体による証明書の発行実績及び減税対象機械等の出荷額・導入台数等から減税見込額を算出している。</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成30年度</p> <table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約45億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約5億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約377億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約137億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約14億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約163億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(適用業種全体の総数であること)</p> <p>農林漁業者の適用実績については、本特例措置の要件である団体による生産性向上要件証明書の発行実績及び機械の出荷額・導入台数等から算出している。</p>	(道府県民税)	特別償却	約45億円の内数	税額控除	約5億円の内数	(事業税)	特別償却	約377億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約137億円の内数	税額控除	約14億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約163億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約45億円の内数	税額控除	約5億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約377億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約137億円の内数	税額控除	約14億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約163億円の内数	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>生産性向上をもたらす高性能な農林漁業機械等は初期投資額が大きいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農林漁業者による機械化等投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業の生産性向上に大きく寄与する。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(農業)</p> <p>本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、平成30年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の高性能農業機械取得額の値：52,259円（平成29年度推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業)</p> <p>過去1年間に素材生産を行った経営体1経営体当たり的高性能林業機械取得額の値：152千円（平成29年度実績推計値）を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(漁業)</p> <p>平成30年度の1件当たり的高性能漁業機械取得額（平成29年度実績値の平均13.5百万円）を基準値とし、これを維持すること。</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業・林業)</p> <p>目標は達成している。引き続き、生産性の向上に資する高性能な農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を実施する必要がある。</p> <p>(漁業)</p> <p>目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、新設の上、2年間の延長 平成31年度 2年間の延長</p>																				